平成２４年（フ）第７５号
愛知県蒲郡市八百富町14番26号
破産者　福井　　勲
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第５７３号
広島市佐伯区河内南２丁目４番15号
破産者　大久保通孝
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７４号
広島市佐伯区河内南２丁目４番15号
破産者　大久保光子
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７７３号
広島県廿日市市下平良467番地
破産者　ヤマケンこと　山口　信也
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８１３号
広島市安佐南区西原８―９―23―604号、住民票上の住所広島市安佐北区口田２丁目７番31号
破産者　小柳　和男
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７号
愛媛県今治市桜井５丁目４番16号、旧住所愛媛県今治市広紹寺町２丁目１番33号
破産者　岡部　道雄
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第８９号
愛媛県西予市宇和町大江929番地１
破産者　鎌田　和彦
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

免責許可決定

平成２４年（フ）第３０号
北海道虻田郡倶知安町北４条東４丁目３番地37・85　望羊団地２号棟208号室
破産者　榎本　栄治
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第２０６号
北海道勇払郡安平町安平675番地19
破産者　國分　　浩
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第９２号
青森県つがる市稲垣町沼崎泉水52番地５
破産者　帯川理美子
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
栃木県那須塩原市新南31番地27　ドゥー・エスパス201号、前住所栃木県那須郡那須町大字湯本496番地16
破産者　岩倉　矩男
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第７７号
栃木県那須塩原市二区町403番地17
破産者　手塚　悦子
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第２２６号
長野市若里４丁目14番３号
破産者　関　　奈美（旧姓高倉）
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４７号
長野県中野市大字牛出502番地
破産者　有賀　寿人
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２６１号
名古屋市昭和区向山町１丁目33番地の12
破産者　貝谷枝里子
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０９号
三重県津市上弁財町津興3267番地、破産手続開始決定時の住所三重県津市高茶屋小森町丸田356―２
破産者　呉宮𠀋國こと　呉　　𠀋國
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１３号
三重県津市東丸之内９番６号
破産者　阪口　由美
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２３１号
三重県津市藤方1859番地１　リークフィールドＢ―３、前住所三重県四日市市ときわ５丁目３番13号
破産者　山島ちづる
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２４９号
三重県津市栗真中山町字129番地　アヴェニューコート栗真Ｂ棟603号、住民票上の住所京都府亀岡市北河原町２丁目５番６―504号
破産者　加藤　　剛
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１００４号
大阪府羽曳野市向野３丁目86―５―102号、住民票上の住所大阪府羽曳野市高鷲２丁目25番１―206号
破産者　古田　晴義
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０７９号
堺市中区土師町２丁11番21号
破産者　山田　妙子
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１３１号
堺市堺区永代町６丁２番13―207号
破産者　市岡　昌也
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１７４号
堺市堺区甲斐町東３丁１番13―302号
破産者　伊藤　愛子
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係